

鶴ヶ島市「週休２日制モデル工事」試行要領

（趣旨）

第１条 この要領は、建設業界における働き方改革を推進し、将来にわたる建設工事の担い手の育成及び確保をするための取組として、本市が発注する建設工事（以下、「建設工事」という。）において「週休２日制モデル工事」を試行的に発注するために必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）モデル工事

「週休２日制モデル工事（現場閉所型）（以下、「モデル工事（現場閉所型）」という。）」及び「週休２日制モデル工事（交替制）（以下、「モデル工事（交替制）」という。）」の総称をいう。

（２）モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、現場閉所による週休２日に取り組む方式。

ア 週休２日

① 完全週休２日（土日） 対象期間において、全ての週の土日で現場閉所を行ったと認められる状態（週の定義は月曜日から日曜日）。

② 月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（８日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に４週８休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

③ 通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所率が、28.5%（８日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 対象期間

契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。また、工事契約後、完全週休２日（土日）の取組にあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休

日」という。)を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者で協議し、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定のうえ、変更契約時の設計図書に明示する。やむを得ず対象外期間を設定する場合は必要最小限とする。さらに、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう休日確保に努めるものとする。

ウ 現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

エ 現場閉所日

対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

オ 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

カ 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

キ 現場閉所率

現場閉所率 = 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休2日に取り組む方式。

ア 週休2日

① 完全週休2日 対象期間において、全ての週で対象者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（2日／7日）以上を達成した状態をいう。

②月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で対象者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上を達成したと認められる状態をいう。ただし、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても28.5%に満たない場合は、その月の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

③通期の週休２日

対象期間において、４週８休（平均休日率が、28.5%（8日/28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

イ 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

ウ 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

エ 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

オ 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

カ 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(対象とする工事)

第3条 モデル工事は、工事の種類、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。
ただし、次に掲げる工事は、モデル工事の対象としない。

- ・ 竣工時期や現場条件に制約が大きい工事
- ・ 緊急を要する工事
- ・ 工場製作が主となる工事
- ・ 単価契約方式による工事
- ・ 対象期間が1週間未満の工事
- ・ その他週休2日の実施が困難な工事

(発注方式)

第4条 モデル工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

2 発注者は、モデル工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乗せするものとする。

2 契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更契約を行う。

- ・ 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
- ・ 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した
- ・ 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
- ・ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた
- ・ その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

(経費の補正)

第6条 モデル工事の当初の予定価格の設定及び、対象の経費、補正係数、モデル工事の請負代金額については、埼玉県が定める「週休2日制モデル工事」試行要領（県土整備部及び営繕工事）を準用する。

(実施方法)

第7条 発注者は、入札公告にモデル工事である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。

2 現場着手前に、以下のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

(2) 受注者は、対象期間中、モデル工事であることをPRするための掲示を行う。

3 対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。

(1) モデル工事（現場閉所型）

ア 現場閉所を行う場合は、監督員が事前に受注者より現場閉所を行う旨の連絡を受けるものとする。監督員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。口頭による連絡は、工事完了後に受注者が提出する「現場閉所実績報告書」の確認が困難であるため、電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい。また、以下に該当する場合は、連絡不要である。

- ・ 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ・ 週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合
- ・ 官公庁の休日の場合

イ 監督員は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には早急な対応に努める。

ウ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(2) モデル工事（交替制）

ア 受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト」を監督員に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受ける。

イ 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

4 現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。

(1) 受注者は、現場完成日以降3日以内に、モデル工事（現場閉所型）においては「現場閉所実績報告書」を、モデル工事（交替制）においては最終月の「休日確保状況チェックリスト」及び「休日確保実績報告書」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。

(2) 発注者は、現場閉所率又は平均休日率の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる変更契約を行う。

(3) 現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

(その他)

第8条 その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則

- 1 本要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の本要領の規定は、前項の施行の日以後に行った公告又は指名通知に係る契約について適用し、同日前に行った公告又は指名通知に係る契約については、なお、従前の例による。

別紙 1

(入札公告及び特記仕様書への「週休 2 日制モデル工事」である旨の明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

(1) その他

本工事は、鶴ヶ島市「週休 2 日制モデル工事 (※型)」の試行対象工事である。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入

<特記仕様書>

1 週休 2 日制モデル工事

(1) 本工事は、鶴ヶ島市「週休 2 日制モデル工事 (※型)」の試行対象工事である。

試行の実施は、別添の、鶴ヶ島市「週休 2 日制モデル工事」試行要領によるものとする。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交替制」を記入